

道路占用料

占用物件の種類	区分		単位	占用料(単位円)	
				改正前	現行
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本1年につき	950	990
	第2種電柱		1本1年につき	1,500	1,500
	第3種電柱		1本1年につき	2,000	2,000
	第1種電話柱		1本1年につき	850	880
	第2種電話柱		1本1年につき	1,400	1,400
	第3種電話柱		1本1年につき	1,900	1,900
	その他の柱類		1本1年につき	85	88
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,700	1,800
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	720	740
	広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	2,400	2,200
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	9	9
	地下に設ける電線その他の線類		長さ1メートル1年につき	5	5
	路上に設ける変圧器		1個1年につき	830	860
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき	510	530
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,800
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	36	37
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	51	53
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	77	79
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	100	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	150	160
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	200	210
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	360	370
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	510	530
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	1,000	1,100
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,800

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,200	1,100
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	710	660
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,800
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	24	22
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	240	220
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240	220
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400	2,200
	標識		1本1年につき	1,400	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24	22
		その他のもの	1本1月につき	240	220
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24	22
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240	220
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,400	2,200
		その他のもの	1基1月につき	1,200	1,100
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,800
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	240	220
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1月につき	170	180
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額

※Aとは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。